

「予防的ルール」とヘビアス・コーバス

宮 城 啓 子

目次

- 序
- 一 捜査機関による尋問とメサイア・ミランダ法理
- 二 ストーン判決と「予防的ルール」
- 三 連邦最高裁判所の役割とヘビアス・コーバス

序

一九七六年、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所は、*Stone v. Powell* ⁽¹⁾において、修正四条に基づく排除法則適用の主張を、原則として連邦ヘビアス・コーバスによるレヴューの対象から除外するという判決を下した。修正四条の排除法則は、警察による憲法違反行為の抑止を目的とした「予防的手段」(“prophylactic device”)で

あると性格づけたうえで、連邦ヘビアス・コーバス手続によって修正四条の排除法則の主張を審理した場合に、社会的利益を犠牲にするというコストと、実現される抑止効というベネフィットとを比較衡量したのである。そして、コストが、ベネフィットをはるかに凌駕しているという理由をもって、ヘビアス・コーバスによる救済の対象の縮小を行ったのであった。

そこで、憲法上の権利の侵害の危険性を減少させることを目的とする他の「予防的ルール」⁽²⁾も、同様の論理をもってヘビアス・コーバスの審理の対象から除外されるか否かが、賛否双方の立場からの鋭い対立点として浮かび上がることになった。⁽³⁾現在、「予防的ルール」としてヘビアス・コーバスの審理の対象からの除外が最も議

論されているのは、修正五条に基づくミランダ法理と、修正六条に基づくメサイア法理である。

一方、連邦最高裁判所は、ストーン判決を他の事例へ延長することについては慎重である。ストーン判決の法廷意見を執筆したパウエル裁判官自身、修正四条を基礎とする排除法則の主張を、修正五条、六条を基礎とする排除法則の主張と同じには論じられない旨を表明し、ストーン判決の積極的な拡大を支持するメンバーとの間に一線を画している。⁽⁴⁾

そこで、本稿では、まず、一においてメサイア・ミランダ法理が誕生する経緯と機能について本稿に関連する限度で考察を加え、次いで二においてこれらの法理へのストーン法理の拡張の可能性について考察し、最後に三において、積極的な拡張論が声高く叫ばれる中で、連邦最高裁判所がなお非常に慎重であるのはどのような理由によるのかという点を検討することにする。ヘビース・コーパスの果す「連邦刑事上訴」としての機能について考察する一資料を提供することが本稿の目的である。

- (1) 428 U. S. 465 (1976).
 (2) 「予防的ハーシ」については Grano, *Prophylactic*

Rules in Criminal Procedure: A Question of Article III Legitimacy, 80 Nw. U. L. Rev. 100 (1985) を参照されたい。

- (3) 3 W. LAFAVE, *CRIMINAL PROCEDURE* 323 (1984).
 (4) Brewer v. Williams, 430 U. S. 385, 415 (1977) (concurring opinion).

一 捜査機関による尋問とメサイア・

ミランダ法理

アメリカ合衆国の刑事司法における最大の関心のひとつに、捜査機関による尋問に対して、どうしたら司法が効果的にコントロールを行うことができるかという問題が存在する。

通常密室で行われる被疑者の尋問の際に、自白を引き出すためのなんらかの強制が捜査官によって行われるのか否かということについては、十分な証拠を得ることができないため、確実なことはわからない。たまたま発覚した自白の強制が、めったに起こらない稀な事例であるか否かについても、相対立する主張が存在する。しかし、取調室では、被疑者は捜査技術の客体となり、特殊な心理状況に置かれることについては一般に認められるとこ

ろである。その中で何をもって「強制」がなされたと考
えるかについては、再び見解が対立するのであるが、連
邦最高裁判所は一九三六年、Brown v. Mississippi⁽⁶⁾に
おいて、任意になされたのではない自白はデュー・プロ
セスを侵害し、証拠として許容されないという判断を示
した。すなわち、捜査機関による尋問は、州が有罪判決
を確保する手続の一部であり、よって修正一四条のデュ
ー・プロセス条項の要求に服すべきであると判示された
のである。しかし、この事件の被告人であるブラウンを
激しく殴打して得た自白は、信用性もまた欠いていた。

そこで、デュー・プロセスによって要求されるのは虚偽
である危険性のある自白の排除であるとする解釈が、多
くの州の裁判所によって採られることになった。その後
連邦最高裁判所は、一九六一年の Rogers v. Richmond⁽⁷⁾
において、被疑者を欺罔したうえで得られた自白は、虚偽
である可能性があるからではなく、刑事司法における弾
劾主義という基本原則を侵害していることによって排除
されることを明らかにした。ついで一九六三年の Town-
send v. Sain⁽⁸⁾において、薬物を与えられた被疑者がそ
の副作用によって警察の尋問にこたえて自白した場合、

たとえ警察がその薬の効果について知らずに尋問したの
であっても、被疑者が自由な理解力をもって行ったので
はない自白は許容されない旨判示した。自白は被疑者の
自由かつ理性的な選択の結果でなければならぬことが
デュー・プロセス・テストの内容に付加されたのである。
自由かつ理性的な選択という基準は、その後の事例にお
いて厳密な意味では用いられなかったことが指摘されて
いる⁽⁹⁾。しかし、自白が「任意」になされたか否かの決定
に、警察の侵害行為がなくとも、被疑者の自由な選択が
著しくそこなわれた場合がひとつの要素として考慮され
ることになったのであった。

周知のように、この任意性のテストの適用にあたり、
個々の自白をめぐる「状況の総合的評価」が要求された。
この総合評価の際に重要とされるファクターとして、物
理的虐待、脅迫、長時間にわたる尋問、長期の身柄拘束、
弁護士依頼権の否定等が判例の積み重ねによって明確に
されてきた。しかしながら、状況の総合判断であるがゆ
えに、これらのファクターのうちどれが備わっていれば
自白の任意性が認められないのか断言することはできず、
それゆえに、任意性の基準は、必然的に無定型性をもつ

たものであり、下級裁判所の間で様々に異なる結論を導き出す結果となった。

さらに、任意性の基準の一番の難点とされるものに、被告人側と捜査官側とが真向から対立する証言を行うという、いわゆる“swearing contest”の問題が存在する⁽¹⁰⁾。裁判所は任意性の判断を行うためには、密室で行われた事実に関する認定という非常に困難な作業を行わなければならないのである。

このように任意性の有無の認定には本来的な困難が伴い、そして、状況の総合判断を基礎とする任意性のテストの下では、上級裁判所が、任意性の有無について様々な異なる判断を下す傾向のある下級裁判所の判決を統一された基準にまとめていくことが、きわめて難しいものとなるのである。ここに、デュー・プロセスに基づく任意性のテストの最大の弱点があることが、次第に意識されてきたのであった。

連邦最高裁判所は、一九六〇年代になると、警察による自由の引きだしの制限に、弁護士依頼権の保障をも用いるようになる。まず、一九六三年の *Gideon v. Wainwright*⁽¹¹⁾ において、死刑事件だけでなくすべての重大犯罪

に問われている貧困な被疑者・被告人に弁護士依頼権を認め、翌年 *Massiah v. United States*⁽¹²⁾ において、正式な起訴の後、捜査機関側に協力することを約束した共犯者によって引き出されたメサイアの自己負罪供述は、修正六条の弁護士依頼権を侵害するものであり、証拠として許容されない旨を明らかにした。すなわち、身柄の拘束はなく、警察による尋問でもなく、よって捜査官による圧力下において供述がなされたのではなくても、一旦正式起訴が行われた後は、弁護人の不在を利用して被告人から自己負罪供述を引き出すことは修正六条を侵害するものであると判示したのである。しかし、メサイア判決は、二週間後に下された *Escobedo v. Illinois*⁽¹³⁾ 二一年後の *Miranda v. Arizona*⁽¹⁴⁾ の影に、注目の対象から退いたままに十三年が経過するのである。一九六四年のエスコビド判決では、被疑者が弁護人と相談したいという繰り返し行った要求を警察によって拒絶された後に行った自由は、証拠として許容することができないという判断が示された。しかし連邦最高裁判所は、警察による尋問と弁護士依頼権に関する一般的なルールを打ち出すことは行わず、自由の排除を当該事件の事実関係に注意

深く限定した。

ところで、警察による尋問の制限を修正五条の自己負罪特権に基礎づけることは、すでに一八九七年の *Brant v. United States* ⁽¹⁵⁾ においてみられる。ここにおいて連邦最高裁判所は、任意でない自白の証拠からの排除は、修正五条から引き出されると判示した。しかしその後、任意性の基準は、州の裁判所にも適用可能とする必要性から、そして「自己に不利益な証言を行うことを強制されない」という修正五条の文言と自白に関する法則を結びつけることの理論的不自然さから、修正一四条のデュー・プロセス条項を根拠とするようになっていった。ところが、一九六四年になって、連邦最高裁判所は *Meyhoy v. Hogan* ⁽¹⁶⁾ において修正五条の自己負罪特権は州に適用可能であると判示し、次いで一九六六年、ミランダ判決において、自己負罪特権は身柄拘束中の尋問に適用されると判示したのである。二年前に下されたエスコビード判決と対照的に、ミランダ判決は修正五条を根拠とし、かつ現在ではミランダ・ルールとよばれる自白の引きだし制限のための一般原則を導き出したのであった。ミランダ判決は、身柄を拘束された被疑者を尋問する場

合には、あらゆる尋問に先だって、次の権利、すなわち (一) 尋問前でも尋問中でも、助言を得るために弁護人に付き添ってもらふ権利のあること、(二) もし弁護人を選任することができないならば、国選の弁護人を選任してもらう権利のあること、(三) 黙秘し、一切供述を行わない権利があること、そして何か供述を行った場合には、事実審において不利に用いられるであろうということ、(四) 捜査機関との面談をいつでも望むときに終わらせることのできる権利のあることを、告知することを要求した。そして、被疑者が権利を放棄して供述をした場合には、その権利放棄が、状況を知り、理解力を備えたうえで、任意になされたものであることの举证責任を検察側が負うことを明言したのであった。

ミランダ判決は、デュー・プロセスを基礎とする任意性のテストの欠陥から脱却した画期的な判決と性格づけられた。個々の事例に特有の事実を総合的に判断して認定するという作業を不用とし、ミランダ告知を行わずに得た供述はすべて証拠能力を否定するという明確な基準を宣言したからである。ここに、警察の尋問に対する司法のコントロールはかつてないほど強力なものとして登

場したのであった。しかしながら、ミランダ判決によって捜査のやり方が根本的に変更されたのか、自白に頼らない捜査方法への真剣な模索が開始されたのか等を含むミランダ判決のインパクトについては、現在もまだ未知の部分が多い。そして、ミランダ判決は捜査の効率を著しく損なうという批判が根強くある一方で、ミランダ・ルールの適用は身柄拘束中の被疑者に限定されたものであること、捜査官に囲まれているという状況の下での権利の放棄を認めているという点について、この判決が被疑者の権利保障のために決して十分なものではないことも指摘されている⁽¹⁷⁾。

さて、一九七七年、メサイア判決は、連邦最高裁判所が *Brewer v. Williams* ⁽¹⁸⁾ においてメサイア法理を拡張して適用したことにより再び注目を集めるようになる。この事件は、逮捕、罪状認否の後、護送中の被疑者に対して、捜査官が「何も答える必要はない。ただそのことを考えてみてくれ」と前置きしたうえで、雪の積もりそうな天候を指摘し、被害者の遺体を早く発見しなければキリスト教による埋葬ができなくなりそうである旨を告げたというものであった。被疑者ウィリアムズは、遺体を

埋めた場所を捜査官に告げたが、この自己負罪供述の結果得られた証拠の許容性が争われたのである。事実審裁判所は、被疑者が弁護人に立ち会ってもらう権利を放棄したと判示したのに対し、ヘビアス・コーパスの申請を受けた連邦地方裁判所は、被疑者はいかなる憲法上の権利も放棄していないと判断した。そしてエスコビード・ミランダ両判決のもとで保障されている憲法上の権利が侵害されていると判示し、この点について連邦控訴裁判所も認容した。これに対し上告審である連邦最高裁判所は、ウィリアムズは弁護人の援助を得る権利を侵害されているという理由をもって、原審の判断を支持したのである。すでに一九七二年の *Kirby v. Illinois* ⁽¹⁹⁾ において、弁護人依頼権は司法的手続が開始された段階で生じる旨が判示されており、ウィリアムズ判決では、一旦個人に対して当事者対審手続が開始された後は、国側の尋問の際には被疑者は弁護人によって代理される権利をもつこと、そして、修正六条と一四条によって保障されている弁護人依頼権は、「告訴 (formal charge)、予備尋問、正式起訴、大陪審によらない起訴、罪状認否であろうと」、少なくとも個人に対して司法手続が開始された時あるい

はその後は、弁護人の援助を得る権利が付与されることを意味する旨を明らかにした。そして本件においては、逮捕令状が発付され、裁判官の面前において罪状認否が行われ、そのあと拘留所に收容されていたのであるから、対審手続がすでに開始されていることに疑いはないとされた。しかし、メサイア判決では正式起訴に限定していた対審手続の開始時点が、ウィリアムズ判決によって手続のどの段階まで遡って認められるのか、明確でない部分が残されている。⁽²⁰⁾

以上述べてきたように、現在、アメリカの刑事手続における捜査機関による尋問のコントロールの手段には、デュー・プロセスの保障を置く任意性の基準と、修正五条の自己負罪特権に基礎をおくミランダ告知の保障、そして修正六条の弁護人依頼権に基礎を置くメサイア法理が存在し、近年ではさらに効果的弁護の保障が加わり、⁽²¹⁾救済の実効性を高めている。ところがすでに述べたように、ストーン判決以後、メサイア・ミランダ法理の主張をヘビース・コーパスによる審理の対象から除外しようとする動きが活発になっている。ストーン判決は、修正四条によって禁止されている違法な捜索・差押によ

って得た証拠に排除法則が適用されるのは、修正四条の規定する基本的権利そのものから由来するのではなく、修正四条違反を減少させるための予防的手段としてであることを前提とした。憲法違反行為の抑止を主要な目的とする予防的ルールは、憲法上の権利そのものよりも、保障の度合いは弱くても良いとする論理がストーン判決でとられたのである。そこで、ミランダ法理、メサイア法理を修正四条類似の「予防的ルール」であると、連邦ヘビース・コーパスによる審理の対象からの除外を主張する要求が活発化しているのである。

そこで次に、ストーン法理と、ストーン法理のメサイア・ミランダ法理への適用の理論的可能性について考察することにしよう。

- (5) 1 W. LAFAYE, CRIMINAL PROCEDURE 436—37 (1984).
- (6) 297 U. S. 278 (1936).
- (7) 365 U. S. 534 (1961).
- (8) 372 U. S. 293 (1963).
- (9) LAFAYE, *supra* note 5, at 443.
- (10) 116 問題ごう 144 Kanisar, Brewer v. Williams

—A Hard Look at a Disconfirming Record, in Y. KAMISAR, POLICE INTERROGATION AND CONFESSIONS

113 (1980) を参照せられた。

- (11) 372 U. S. 335 (1963).
- (12) 377 U. S. 201 (1964).
- (13) 378 U. S. 478 (1964).
- (14) 384 U. S. 436 (1966).
- (15) 168 U. S. 532 (1897).
- (16) 378 U. S. 1 (1964).
- (17) *Schulhofer, Confessions and the Court*, 79 Mich. L. Rev. 865, 881 (1981).
- (18) 430 U. S. 385 (1977).
- (19) 406 U. S. 682 (1972).
- (20) たとえば、令状なしの逮捕、あるいは捜査活動の焦点が被疑者に絞られることのみによって対審手続が開始されたとはみられないと主張される。LaFAVE, *supra* note 5, at 466 参照。
- (21) *Strickland v. Washington*, 446 U. S. 668 (1980). 官城啓子「効果的な弁護を受ける権利」ジュリスト八五二号一三二頁(一九八五年)参照。

二 ストーン判決と「予防的ルール」

連邦最高裁判所は、連邦ヘビース・コーパス手続において審理可能な主張 (cognizable claims) の範囲を、一九世紀後半から徐々に拡大し、一九六三年の *Fay v.*

⁽²²⁾ *Nota* において、「すべての基本的な憲法上の権利」の侵害に及ぶ旨を判示するにいたった。ここにおいて上訴によって救済可能な主張は連邦ヘビース・コーパスによる救済の対象にも組み入れられたのであり、特に、一九六〇年代に始まる連邦最高裁判所の「刑事法革命」によって明らかにされた被疑者・被告人の権利が、具体的事件において適用されることを保障する手段として、連邦ヘビース・コーパスの役割は一挙に重大かつ広範なものとなったのであった。しかし、一九七六年、連邦最高裁判所は *Stone v. Powell* において、修正四条に基づく違法な搜索・差押によって得られた証拠の排除を求める主張は、州の裁判所において公正かつ十分な審理が行われなかった場合を除いては、連邦のヘビース・コーパス手続において審理の対象から除外すると述べ、一九世紀後半以来初めてヘビース・コーパスによる救済の及ぶ範囲を縮小する判断を示した。ストーン判決の論理は、修正四条の主張のように無実か否かに関わらない主張は、ヘビース・コーパス手続によって審理し救済することにによって得られる利益と失われる利益とを比較衡量することが必要であり、失われる利益の方がはるかに大きいと

判断された場合には連邦ヘビース・コーパスによる審理の対象から除外されるというものであった。秤にかけられたのは、排除法則の目的とされた「捜索・差押における警察官の違法行為の抑止」と、次の四つの「社会的に重要な諸価値」とであった。すなわち、(一)限りある司法資源を最も効果的に活用するという価値、(二)刑事裁判を適切な時点で終結させるという価値、(三)連邦と州の司法制度の間の軋轢を最小限にするという価値、(四)連邦制度の依って立つ憲法的バランスを維持するという価値、である。そして、ヘビース・コーパスにおいて修正四条を根拠とする排除法則適用の主張を許すことは、司法過程が重複することによる司法資源の浪費を招くとともに、囚人をして、ヘビース・コーパスの無益な申請を何回も行わせることを助長して社会復帰に対する前向きな姿勢を失わさせ、州の最上級審裁判所が下した判決を連邦の下級裁判所の単独裁判官がレビューするという、州と連邦の司法制度にとって軋轢・摩擦の原因となるものを供給し、これらのコストは、連邦ヘビース・コーパスで排除法則を適用した場合に得られるかもしれない抑止効と比べてはるかに大きいという判断が示されたのである。

このように、ストーン判決の論理においては、無実か否かにかかわる主張はコストを論ずるまでもなくヘビース・コーパスによる救済の対象になるとして修正四条の主張と区別された。そして、ヘビース・レビューの対象からの徐外の可能性を、警察の違法行為の抑止を目的とする「予防的ルール」に限定したのであった。⁽²³⁾

さて、ヘビース・コーパスは何を救済する手続であるかという点に関しては、様々に異なる見解が存在する。しかしそれは概ね、以下の三つに分類することができるであろう。第一に、連邦ヘビース・コーパスは、無実の者が憲法上の権利を侵害されて身柄拘束された場合に救済するための制度であると見る立場が存在する。この立場は、ストーン判決の法廷意見を執筆したパウエル裁判官をはじめとし、近年、効率的な司法の運用を主張する多数の論者の採るところである。第二は、司法の無瑕性が許容しがいほどに侵害されている場合には、ヘビース・コーパスによる救済が認められるとする立場である。⁽²⁴⁾ この見解は「司法手続の根本的公正さ」が侵害されている場合にヘビース・コーパスによる救済を認める見解と、表現に多少の差はあるものの、基本的に同一であると考

えてよいであろう。これらの見解では無実の可能性があるか否かについては問題としないが、「許容しがたいほどに」あるいは「根本的」という文言に何を包摂させるかによって、実質的な内容が決定されることになる。第三に、司法手続そのものを無効にしようほどの真に根本的な誤謬がなされた場合にのみヘビアス・コーパスによる救済が得られるとする立場がある。この見解も第二の見解と同様無実の可能性を要件とはしないが、第二の見解の要求する手続の無瑕性の侵害よりさらに重大な侵害を要求しているものと解すことができる。この見解によれば、上訴審で救済される通常の誤謬は、ヘビアス・コーパスによる救済の対象からは除外されるのである。

ストーン判決は、ヘビアス・コーパスの目的を「無実の人間が憲法に違反した自由の侵害を受けることはない」ということを保障するものである」としているところから、第一の見解に近いものとみることができよう。しかし、その後の判例によって、無実か否かには関わらない大陪審員選定における人種差別がヘビアス・コーパスによるレヴューの対象となり、無実の可能性を含むことが、ヘ

ビアス・コーパスの審理を受ける決定的な条件として確定したものではないことが示された。⁽²⁶⁾ストーン判決以後、ヘビアス・コーパスにおいて審理可能な主張の範囲は模索されつづけているが、少なくとも現在、手続の基本的公正さを侵害するような憲法違反の主張、手続の無瑕性を許容しがたいほどに損なうような憲法上の権利の侵害が、連邦ヘビアス・コーパスの審理の対象として捉えられていると考えられる。

さて、メサイア・ミランダ法理は、警察による行き過ぎた自白の引き出しを予防するためのルールと性格づけ得る点において、修正四条と類似性をもち、ストーン判決適用の可能性が議論されていることはすでに述べた通りである。そこで次に、メサイア・ミランダ法理にストーン判決が適用され、ヘビアス・レヴューの対象から除外され得るかどうかという点について考察することにしよう。

ストーン法理の拡張を主張する人々は、連邦ヘビアス・コーパスが一般的に広く開かれた救済を提供していることによる弊害を強調する。すなわち、すでに述べたようなヘビアス・コーパスにおいて審理可能とすること

のコストを強調し、このコストを少しでも減少させるために、ヘビアス・コーバスへのアクセスを制限する様々の提案の一つとしてストーン判決の拡大適用を主張するのである。⁽²⁸⁾ ここにおいては、メサイア・ミランダ法理が修正四条と同一の「予防的ルール」であることに何らの疑いもさしはさまれていないようである。

他方、ストーン判決の拡大に反対する立場は、ストーン判決の論理の精密な検討の上に、メサイア・ミランダ法理のヘビアス・レヴェューの可能性について論じている。すなわち、仮にコスト・アンド・ベネフィット・アナリシスを認めるとしても、そのような衡量が行われるのは、メサイア・ミランダ法理の違反が、無実か否かに関わる論点を提示していないか、あるいはこれらの違反が手続の無瑕性を許容したいほどに損なっているとは言えない場合に限られると主張するのである。では次に、この立場が、これらの点に関するメサイア・ミランダ法理をどのように考察しているのかという点について検討を進めることにしよう。

メサイア法理は、一旦正式の司法手続が開始された後は、被疑者・被告人は手続のいかなる段階においても弁

護人の援助を得る権利があり、弁護人の不在中に自己負罪供述を引き出すことは、修正六条の弁護人依頼権の侵害になるといふ法理である。メサイア法理の適用が問題となる事例では、引き出される供述は、身元を隠している情報提供者に対して被疑者・被告人の側から自発的にあるいは任意になされる場合が多く、強制も「尋問」も存在しない。メサイア法理侵害の主張は、通常、供述の信用性についての疑惑を生じさせないという点においてヘビアス・コーバスの審理の対象から除外される要素をもつと言えるであろう。⁽³⁰⁾ そこで、メサイア法理は、弁護人依頼権を侵害した方法で行う捜査活動を抑止するため「予防的ルール」としての性格をもっていると考えられる。Brewer v. Williams においては四〇以上の州の検事総長が、メサイア法理をヘビアス・コーバスにおける審理の対象から除外することを要求する *amicus curiae* を提出し、⁽³¹⁾ ストーン判決の拡張を主張したのは、これらの理由に基づくものと思われる。しかしながら、メサイア法理は、その主要な目的を捜査機関による実際上の憲法違反行為を抑止することに置くものではなく、「単なる予防的方策ではない」とする有力な指摘が存在

する。⁽³²⁾ この指摘は、メサイア判決が、「我々がここで判断するのは、本件において明らかにされた状況のもとにおいて連邦捜査官によって得られた被告人自身の自己負罪供述を、検察側が事実審において被告人に不利に用いることは、憲法上許されないとしたことのみである⁽³³⁾」と判示していることを理由とする。すなわち、メサイア判決は、起訴後の捜査がどの程度許容されるかについては何も述べておらず、よって、正式な司法手続の開始以後の捜査を禁止しているわけではないのであり、ただその証拠を事実審で用いることを禁じているにすぎないと主張される。さらに、捜査機関の故意による弁護人の援助の妨害、あるいは策略をもってする弁護人の回避は、得られた証拠の信用性にかわりなく当事者対審構造の基本的な部分を侵害しているという点において、手続の根本的公正さを侵害しており、ヘビアス・コーパスの救済の対象としての要件を備えていると主張される⁽³⁴⁾。なお、連邦最高裁判所は、メサイア法理へのストーンの延長に關しては一切見解を表明していないが、ヘビアス・コーパス手続の上告審としてウィリアムズ事件を審理し、メサイア法理を適用する判決を下したことから判断して、

現在のところはメサイア法理をヘビアス・コーパスによる審理可能な主張と位置づけていると解することができるであろう。

ところで、ミランダ法理はどうであろうか。ミランダ判決は、あらゆる尋問に先だって、一定の権利の告知をすべきことを捜査機関側に義務づけた。「ミランダ告知」の義務違反は、無実か否かに関わる問題を提起しているであろうか。ミランダ告知を受ける権利の侵害だけでは、⁽³⁵⁾ 自白の信用性の問題を通常内包するとは言いがたいであろう。では、告知を受ける権利の侵害は司法手続の無瑕性を許容しがたいほどに侵害しているであろうか。この点については、ミランダ法理は修正四条に基づく排除法則と異なり、警察の違法行為の抑止という目的を越えた重要なポリシー、すなわち刑事手続の対審構造を支えることを目的としているという主張がある。しかし、連邦最高裁判所は、ミランダ告知の侵害それ自体は司法の無瑕性を侵害するものではないという見解を明らかにし、⁽³⁵⁾ また、任意性のない自白であれば弾劾証拠としても一切証拠としては用いることのできないのとは対照的に、ミランダ違反によって得た供述証拠は信用性が証明された場

合には、修正四条違反によって得た証拠物と同様、弾劾証拠として用いることを認め⁽³⁶⁾、シランダ法理を予防的ルールであると性格づけたのである⁽³⁷⁾。

以上述べてきたように、メサイア法理の「予防的ルール」としての性格は比較的弱いのに比べ、シランダ法理は、はるかに強力に「予防的ルール」という性格づけがなされうる。そこで、次に、シランダ法理へストーン法理を適用することのコストと、ヘネフィットが考察されなければならぬことになる。

- (22) 372 U. S. 391 (1963).
- (23) ノーイ判決とストーン判決の論理については宮城啓子『刑事上訴』としてのヘビアス・コーパス」成城法学二五号三五頁、七四頁以下（一九八七年）を参照されたい。
- (24) Strickland v. Washington の法廷意見に於てオコーナー裁判官はこの見解をとることを表明した。
- (25) Rose v. Lundy, 455 U. S. 509 (1982) の反対意見の中でメタインブンス裁判官がこの見解を詳細に展開している。
- (26) Rose v. Mitchell, 443 U. S. 545 (1979).
- (27) Remington, Bator, Amsterdam 等⁴ の立場をとる学者も少なくない。
- (28) 連邦ヘビアス・コーパスの、州の四人による利用可能

性を制限することを目的とする立法の制定の試みについてある³⁸。Remington, Change in the Availability of Federal Habeas Corpus: Its Significance for State Prisoners and State Correctional Programs, 85 Mich. L. Rev. 570, 575 (1986).

- (29) コリフは「精密な論理を展開するシマホフナーを紹介する」と述べ得る。Schulhofer, *supra* note 17.
- (30) Brewer v. Williams, 430 U. S. 387, 425—26 (1977) に於けるベンガー長官の反対意見はこのことを強調している。
- (31) Johnson, The Return of the "Christian Burial Speech" Case, 32 Emory L. J. 349, 362 (1983).
- (32) Schulhofer, *supra* note 17, at 889.
- (33) 377 U. S. 201, 207.
- (34) Schulhofer, *supra* note 17, at 890.
- (35) Johnson v. New Jersey, 384 U. S. 719 (1966).
- (36) Harris v. New York, 401 U. S. 222 (1971).
- (37) Michigan v. Tucker, 417 U. S. 433 (1974).

三 連邦最高裁判所の役割とヘビアス・

コーパス

さて、シランダ法理にストーン判決が適用されることによって、連邦上訴制度はどのような変化を受けるであ

ろうか。まず指摘しなければならないのは、ミランダ違反を連邦ヘビース・コーパスによる審理の対象から除外した場合、ミランダ違反の主張に代わって、デュー・プロセスに基礎をおく任意性の保障の侵害を主張して申請がなされるようになることが確実とみられていることである。⁽³⁸⁾

デュー・プロセスに基づく任意性の争いは、通常、証拠についての信用性の問題も内包しており、さらに、連邦最高裁判所は、自白が任意になされたものでない場合には、たとえその信用性が証明されても、司法手続の無瑕性が許容しがたいほどに侵害されているから証拠として許容できない旨判示している。⁽³⁹⁾ すなわち、デュー・プロセスに基礎を置く任意性が侵害されているか否かという問題は、無実か否かということに関係し、かつ、手続の根本的公正さの侵害にも関連すると捉えられており、よって、任意性侵害の主張はストーン判決の適用の最も難しい主張であると考えられているのである。そこで、ミランダ法理のヘビース・コーパス手続からの除外は、ミランダ法理違反の主張を、単にデュー・プロセス・テストの主張に置き代えるという結果をもたらすにすぎない

ということになる。とすれば、ストーン判決が修正第四条の排除法則の主張を連邦ヘビース・コーパスの審理の対象から除外することによって促進しようとした第一の社会的価値、すなわちヘビース・コーパス手続において再度審理するという司法資源の非効率性の減少に、何ら資することはないということになる。そして第二の「刑事裁判の早期終結」という価値も、ヘビース・コーパスによる挑戦が可能であれば、促進されることにはならない。第三の、連邦と州の裁判所の軋轢の減少については、逆に軋轢を増すという結果をもたらすことが予想されている。なぜなら、デュー・プロセス・テストは、自白が任意になされたものであるか否かを認定するために、「状況の総合的判断」、すなわち、取り調べ室で何が行われたのかという事実についての総合判断を要求しているからである。ミランダ告知が行われたか否かということ、そして告知された諸権利が、状況を知った上で、判断力をもって放棄されたか否かということも、総体的な状況の一要素として重要な論点となるであろうし、さらに、ミランダ告知に関する審理を超えて、具体的な自白の任意性についての判断までも行わなければならない

のである。⁽⁴⁰⁾連邦裁判所には、州の事実認定にまで介入するレヴューを行うという負担が課されることになり、このことは、州裁判所の事実認定を原則として尊重するという連邦と州の間の礼讓 (comity) という伝統と、真向からぶつかるものである。すなわち、ミランダ法理にストーン判決を適用することによって、コストはベネフィットに比べて少しも減ずるところはないと主張される。

このようにヘビース・コーパスにおける審理可能な主張の範囲について相対立する主張による激しい議論が展開される中で、連邦最高裁判所ははっきりした見解を明らかにすることを差し控えている。排除法則の適用の推進か制限か、被疑者・被告人の権利の保障の確保かあるいは社会の「重要な諸価値」の確保かという見解の対立の中で、連邦最高裁判所がどの位置に立とうとしているかは明白ではない。しかし、連邦最高裁判所がヘビース・コーパスに関して慎重であるのは、ヘビース・コーパスの審理の範囲の変更が、刑事上訴制度全体にかかわる重要な問題を内包していることを意識していることによるのではないかと思われるのである。

連邦最高裁判所は、今世紀の初めから、刑事手続にお

ける被疑者・被告人の権利を保障し拡大する判決を積み重ね、新しい刑事手続法と呼び得るものを作ってきた。特に一九二五年の司法法によってサーシオレイライ管轄権が拡大され、審理する事件を自由な裁量によって選択することが可能になってからは、連邦最高裁判所は法創造・法統一を第一の役割とする特殊な上訴裁判所としての発展を続けてきた。⁽⁴¹⁾そして、連邦最高裁判所がルール・メイキングをおこなって刑事手続法を統一していく過程と、ヘビース・コーパスによって審理可能な主張の範囲が拡大され、連邦最高裁判所の打ち出したルールの具体的事件における適用を保障する機能をヘビース・コーパスが獲得していく過程とは、軌を一にしていたと考えることができるのである。⁽⁴²⁾

ストーン判決は、この、連邦最高裁判所を頂点とする広い意味での連邦刑事上訴制度に対して、どのような影響を与えたであろうか。修正四条に基づく証拠排除をヘビース・レヴューの対象から除外したことにより、司法過程の重複を避け、州の刑事司法の運用を円滑にし、連邦と州との軋轢を軽減するという「重要な社会的価値」の実現に貢献したかもしれない。⁽⁴³⁾しかし、修正四条の主

張が連邦のヘビース・レヴューの道を閉ざされたために州段階で手続が終了することにより、州裁判所がそれぞれ独自の基準を修正四条に關して作り始めたという重要な指摘が存在する⁽⁴⁴⁾ことに注意しなければならぬ。以前であれば州裁判所の判断は連邦下級裁判所によってレビューされることが可能であったため、州裁判所は連邦控訴裁判所の判断を尊重し、この段階で修正四条に關する解釈・適用の統一性が保障されていた。しかし、今や、州は連邦下級裁判所の判断を尊重することをやめ、連邦最高裁判所の判例に抵触するような判決をも下すようになっていくことが指摘されている。そこで、これらの事件の救済を求めるサーシオリイの申請が、数多く連邦最高裁判所に提出されるようになり、すでに負担過重である連邦最高裁判所は、あえて具体的な法の適用の誤りを救済するか否か深刻なジレンマに陥っていることが指摘されるのである。

ストーン判決がもたらしたこれらの連邦上訴制度全体に対する影響は、仮にミランダ法理、あるいはメサイア法理が連邦ヘビース・コーバスの審理の対象から除外された場合にも、生じることは確実であると思われる。そ

の場合、メサイア・ミランダ法理は依然として法理として存在するものの、具体的事件における適用の誤りに關しては、連邦最高裁判所へのサーシオリイの申請を除いては救済の道はなくなるのである。ところが、サーシオリイは、当事者の利害を越えた国家的重要性のある論点をもつ事件でない限り、単に、当事者の救済のために許可されることは原則としてないため、実質的には州の裁判所の行った判断が最終のものとなるのである。このことは、州の独自性を尊重し、州と連邦の間の礼讓の精神を高めるためには有益であろう。しかし、連邦最高裁判所は、メサイア・ミランダ法理をヘビース・コーバスの審理の対象から除外することによって、これらの法理の実効性を弱めることになる。このことは、これらの法理自体を変更しないにもかかわらず、実効性を確保するための手段を失うことを意味するのである。すでに述べたように、ミランダ法理をヘビース・コーバスによる審理から除外した場合には、自白の任意性侵害を主張してヘビース・コーバスが申請されるようになり、連邦裁判所のヘビース・レヴューにおいて事実問題についての審理が増加することが予想されている。そこにおいて

は、連邦裁判所の権限は、州の事実認定に深く介入することによって、一面では強化されるようにみえるかも知れない。しかし、ミランダ法理という明確な基準による客観的なレビューは損なわれるのであり、連邦裁判所の上訴裁判所としての役割は困難なものとなるのである。連邦最高裁判所は、このように、みずからの宣言した法理の有効性を弱めるようなことを、どこまで行うことができるであろうか。

連邦最高裁判所は、最近、ミランダ法理に「公共の安全の例外」⁽⁴⁵⁾を、メサイア法理には「不可避的発見の例外」⁽⁴⁶⁾を設け、権利の縮小を行った。そして修正四条の排除法則に関しては、一旦放棄した「状況の総合判断」⁽⁴⁷⁾の基準を再び採用し、さらに「善意の例外」⁽⁴⁸⁾をも設けて排除法則の適用される範囲を狭め、権利の範囲を狭める判決を相次いで下した。このような傾向は、連邦最高裁判所が修正四条以外の権利についてストーン判決を延長し連邦ヘビース・コーパスの審理の対象を狭め、救済の道をも狭める手法をとることを暗示しているのではないかという予測もなされている⁽⁴⁹⁾。また、連邦最高裁判所が、ウィリアムズ判決において下級審のとったミランダ法理

の適用を避け、あえてメサイア法理を適用したことにより、ミランダ法理をヘビース・レビューによる審理の可能な主張とすることによって困難を感じているのではないかという推測も存在する⁽⁵⁰⁾。しかし、ヘビース・コーパスによる審理可能な主張の範囲の変更は、連邦刑事上訴制度全体にとって、制度の大きな変換を意味しうるものであり、救済手段の狭められた「二級の権利」⁽⁵¹⁾を増やしていくことは、連邦最高裁判所自身を弱い裁判所にしていくことにほかならないことを見逃すわけにはいかないであろう。連邦最高裁判所がストーン判決の適用に慎重であるのは、このことを認識しているためではないかと思われるのである。

(38) Schunhofer, *supra* note 17, at 891; LAFave, *supra* note 3, at 324.

(39) *Mincey v. Arizona*, 437 U. S. 385, 399 (1978).

(40) Schunhofer, *supra* note 17, at 891.

(41) 宮城啓子「アメリカにおけるサーシオレイライ発展の基盤」成城法学九号八五頁、一一二頁以下（一九八一年）参照。

(42) 宮城・前掲注23八五頁以下参照。

(43) しかし、マリーシャル裁判官は、*Mincey v. Arizona* の

反対意見において、「公正かつ十分な主張」の意味をめぐってヘビマス・コーバスの申請がなされるようになったため、連邦裁判所の負担を軽減するという目的は少しも達成されていぬ旨を指摘している。437 U. S. at 405 note 2. (44) Id. at 404. なお、修正四条の主張は、事実審において弁護人が修正四条違反についてのタイムリーな異議申し立てを行わなかったという、効果的弁護権侵害の主張の形式をとってヘビマス・コーバスにおいて審理可能であることも認められた。Kimmelman v. Morrison, 106 S. Ct. 2574 (1986).

- (45) New York v. Quarles, 104 S. Ct. 2626 (1984).
- (46) Nix v. Williams, 104 S. Ct. 2501 (1984).
- (47) Illinois v. Gates, 103 S. Ct. 2317 (1983).
- (48) United States v. Leon, 104 S. Ct. 3405 (1984); Massachusetts v. Sheppard, 104 S. Ct. 3424 (1984).
- (49) Schluhofer, *supra* note 17, at 887.
- (50) Id.
- (51) Stone v. Powell, 428 U. S. at 510-11 (dissenting opinion).

むすび

捜査活動に対する司法機関のコントロールが実効性をもつためには、言うまでもなく、第一に、明確な基準が設定されること、第二に、その基準に照らして権利の侵害が行われた場合に救済手段が確保されていることが、必須の要件である。アメリカ合衆国においては、連邦最高裁判所のサーシオレイライを用いてのルール・メイキングと、連邦下級裁判所によるヘビマス・レヴェューが、これらの要件を満たしてきた。しかし、このような連邦裁判所による刑事手続法の統一は、常に、州の自律に対する強い志向との緊張関係に立っていた。本稿で考察したように、ストーン判決はこの緊張関係に新たな一石を投じたわけである。今後も、連邦刑事上訴制度の在り方についての模索が、様々の立場から続けられていくことであろう。

(成城大学助教授)